

九州大学インスティテューショナル・リサーチ室規程

平成27年度九大規程第88号

制定：平成28年 3月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第16条第3項の規定に基づき、インスティテューショナル・リサーチ室（以下「IR室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 IR室は、次に掲げる具体的業務を行う。

- (1) 大学運営の基礎となる情報の調査・収集・分析に関すること。
- (2) 点検・評価活動への支援に関すること。
- (3) 計画の策定及び推進への支援に関すること。
- (4) 大学運営に係る情報の提供による意思決定の支援に関すること。
- (5) IR室関連システムの設計・開発及び管理・運用に関すること。
- (6) 学内外への大学情報の提供に関すること。

(組織)

第3条 IR室は、室長、副室長及び室員をもって構成する。

(室長)

第4条 室長は、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 室長は、IR室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 副室長は、総長が指名する者をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、IR室の業務を整理する。

(室員)

第6条 室員は、職員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 室員は、室長の命を受け、IR室の業務を処理する。

(アドバイザー)

第7条 IR室に、IR室の業務に関する専門的事項について助言を求めため、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、本学の職員で、第2条に規定する業務に関し専門的知識を有する者の中から総長が指名する。

3 アドバイザーは、室長の命を受け、IR室の業務について指導・助言・協力する。

(事務)

第8条 IR室の事務は、事務局各課等の協力を得て、企画部企画課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、IR室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 九州大学大学評価情報室規程（平成16年度九大規程第11号）は、廃止する。